尾道市本庁舎多目的スペース等の使用について

尾道市本庁舎の多目的スペース、会議室、交流スペース等は市の業務に支障のない範囲で使用できます。

使用できるのは次の方です。

- (1) 市内に住所を有する人または市内に通勤・通学している人
- (2) 市内に事業所や事務所を有する人または法人その他の団体
- (3) 他の地方公共団体その他公共団体
- (4) その他市長が特別の理由があると認めたもの

次のいずれかに該当する場合は、使用できません。

- (1) 未成年者のみで使用するとき。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又はそれらの利益となる活動を行うものであると認められるとき。
- (3) 営利を目的とするとき。
- (4) 公序良俗を害するおそれがあるとき。
- (5) 施設を汚損又は損傷するおそれがあるとき。
- (6) 騒音、振動又は悪臭を伴うおそれがあるとき。
- (7) 特定の政党若しくは政治団体の利害に関する事業又は選挙に関し特定の候補者を支持する活動を行うものであると認められるとき。
- (8) 特定の宗教又は特定の宗派若しくは教団を支持する活動を行うものであると認められるとき。
- (9) 前各号のほか施設管理上支障があると認められるとき。

使用可能時間 午前8時30分から午後9時まで						
	定員	午前	午後	夜間	全日	
使用料金表	()は机	8:30~	12:00~	17:00~	8:30~	
	なしの場合	12:00	17:00	21:00	21:00	
多目的スペース 1	120 人 (150 人)	2, 090 円	2,530円	3, 740 円	8, 360 円	
多目的スペース2	120 人 (150 人)	1, 760 円	2,090円	3,080円	6, 930 円	
多目的スペース3	40 人 (50 人)	1, 320 円	1, 650 円	2, 420 円	5, 390 円	
4階大会議室1	45 人	1, 430 円	1, 760 円	2,640円	5, 830 円	
4階大会議室2	45 人	1, 430 円	1,650円	2,530円	5, 610 円	
1階市民交流スペ	展示パネルを使用する場合 展示パネル 1 枚につき 200 円/日					
ース	展示パネルを使用しない場合 1平方メートルにつき 100円/日					
2階西側通路	ピクチャーレール 1 mにつき 100 円/日(吊フック 1 本 50 円/日)					

その他、附属設備や空調機を使用される場合には、その使用料が必要です。

● 使用申請について

- 多目的スペース等の使用を開始しようとする日の3か月前から7日前(該当日が 閉庁日に当たるときは、その直前の開庁日)までの日の開庁日の午前8時30分 から午後5時15分までの間に申請書を提出してください。
- 窓口・メール・ファックスのいずれかで申請書が到着した順に受付します。電話

で空き状況はご確認いただけますが、予約はお受けできません。また、<u>メールや</u>ファックスで申請書を送られた場合は、必ず到達確認の電話をお願いします。

- 使用許可と使用料の支払いについて 後日許可書と使用料の納付書をお送りします。使用料は、使用を始める前までにお支払いください。使用当日は許可書と使用料の領収済み通知書を携行してください。
- 多目的スペース等を連続して使用することができる期間

会議、講演会、イベントなどの行事	3日間
展示のため壁面のみを使用する場合	1 4 日間

● 使用料は、下表の基準により減免することができます。該当する場合は、使用申請書の提出する時に使用料減免申請書を提出してください。

市の行事、市が共催する行事等	10割相当額(無料)
市が後援する行事等	5割相当額(半額)

- 次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可の全部若しくは一部を取り消し又は変更することがあります。
- (1) 市において選挙の執行、災害対策その他公務の執行上多目的スペース等を使用する必要が生じたとき。(使用料をお支払い済みの場合は還付します。)
- (2) ご利用いただけない用途に該当する使用であることが判明したとき。
- (3) 不正の手段をもって使用の許可を受けたとき。
- (4) 規則や許可の条件に違反したとき。
- (5) 使用料を市長が指定する日までに納付しないとき。
- (6) 故意又は過失により多目的スペース等を壊したとき。
- (7) 正当な理由なく市長の指示に従わないとき。
- (8) その他特別な事情により市長が必要と認めるとき。
- 使用に当たっては、次に掲げる事項を守ってください。
- (1) 所定の場所以外で飲食をしないこと。
- (2) 本庁舎の敷地内で喫煙し、又は本庁舎の建物内で火気を使用しないこと。
- (3) 壁、柱等に張り紙又はピン、釘の類を打たないこと。
- (4) 許可を受けた場所以外の室に立ち入り、又は器具等を使用し、若しくは移動させないこと。
- (5) 本庁舎の内外を不潔にしないこと。
- (6) 騒音を発し、暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (7) 市の業務時間中にピアノ演奏、大きな音を発する行事等を開催しないこと。
- (8) その他市長の指示する事項を守ること。
- 使用期間内に設営、後片付けを完了してください。 もし、何かが壊れたり汚したりしたときは、すぐにその旨を申し出てください。